

1 令和8年度（2026年度）北海道日高高等学校入学者選抜について

- (1) [令和8年度（2026年度）北海道日高高等学校入学者選抜の手引（町教委へのリンク）](#)
- (2) [令和8年度（2026年度）北海道日高高等学校入学者選抜募集要項（一般）](#)
- (3) [令和8年度（2026年度）北海道日高高等学校入学者選抜募集要項（推薦）](#)
- (4) [令和8年度（2026年度）北海道日高高等学校出願手続きに係る事務取扱について](#)

出願者及び中学校等は上記の文書を必ずご確認ください。

2 [令和8年度（2026年度）版「道立高等学校を受検する生徒・保護者の皆さんへ～ 特別な配慮を必要とする生徒の出願について」 pdf](#)

※上記の文書について、本校も道立高等学校に準じる取扱とします。

3 ウェブ申請（出願者情報等の入力）へのリンク

⇒ [申請フォーム【一般・推薦・連携型入学者選抜】（道教委へのリンク）](#)

- (1) はじめに、[「出願手続（ウェブ申請・願書提出）マニュアル」](#)をよくお読みください。

上記「出願手続マニュアル」に準拠して手続きを進めていただくことになります。

ただし、下記注意事項①～⑨を確認の上、手続きしてください。

- ①P.3 出願先の管内は「日高」を選択すること。

- ②P.4 「出願区分」は選抜方式に応じて、「一般」か「推薦」を選択すること。

- ③P.4 「出願する高等学校」は「北海道日高高等学校（日高町立）」を選択すること。

- ④P.4 「出願課程」は「定時制の課程」を選択すること。

- ⑤P.5 「出願学科（第1志望）」は「北海道日高高等学校（日高町立）」を選択し、「普通科」を選択すること。「出願学科（第2志望）」「出願学科（第3志望）」は「北海道日高高等学校（日高町立）」を再度選択し、「（第2志望なし）」「（第3志望なし）」を選択すること。

- ⑥P.11 「入学者選抜における特別な配慮の希望」は、希望しない場合には「無」を選択すること。

※「有」を選択する場合、中学校等は、生徒・保護者等から相談のあった特別な配慮の内容や中学校等で配慮している事項をまとめ、本校に相談し、関係文書を提出してください。なお、関係文書（依頼文書）は12月上旬を目途に提出すること。

- ⑦P.11 「就学区分」は1つ目の選択肢にて「定時制の課程へ出願する方」を選択し、2つ目の選択肢にて「該当なし」を選択すること。

- ⑧P.15～19 「送信」をクリックする前に、入力した内容を出し、必ず点検用入学願書等を中学校等で点検すること。

* 写真データは一時保存しても保存されません。

- ⑨P.25 収入証紙は貼付不要であり、収入証紙を貼付せずに願書を提出すること。「入学検定料」として検査日当日に**現金（500円）**で納入すること。

※道立高校の道外一般・道外推薦用の入学検定料の定額小為替による納付やオンライン支払等は利用しないこと。日高高校は町立学校のため、返金等の対応はできません。

- (2) 願書等（入学願書・写真台紙・受検票）の作成は、申請フォームで情報を選択・入力し、プリンターで印刷して作成します。

- (3) 印刷後は、署名し、（申請システムで写真データをアップロードしなかった場合は写真を貼付して、）中学校等から出願先の高等学校へ提出することで、正式な出願となります。

ウェブ申請だけでは出願手続は完了しませんので、ご注意ください。

- (4) 入力いただいた情報は、適切なセキュリティ対策を講じた上で管理します。

- (5) オンライン入力の受付期間は、令和7年（2025年）12月5日（金）～令和8年（2026年）1月22日（木）正午です。

- (6) 作成・印刷した入学願書等の受付期間は、令和8年（2026年）1月19日（月）～1月22日（木）正午です。

- (7) ウェブ申請を行う前に、「令和8年度（2026年度）北海道日高高等学校出願手続きに係る事務取扱について」も併せて確認してください。

4 中学校等が個人調査書を作成する際は下記の様式を使用してください。

⇒ [【個人調査書】様式ダウンロード【北海道教育委員会リンク】](#)

5 注意事項

- (1) 本来、定時制課程の修業（卒業）年限は4年となっていますが、本校は日高町教育委員会の主催する日高町産業学習の受講が卒業単位として認定されることにより3年で卒業することができます。

高校の入学者選抜の合格をもって日高町産業学習への入講が認められるということではありません。

日高町産業学習の受講には、日高町産業学習入講選考試験に合格する必要があります。

【なお、R8年度の募集は12月10日（水）必着分にて終了】

また、入寮にあっても日高町産業学習受講生のみが対象とされています。

- (2) 入学者選抜に係る事項のお問い合わせについては、原則として「在籍する中学校等の管理職（副校長、教頭）」からご連絡いただくことになっております。出願者本人や保護者等からのお問い合わせには、対応いたしかねますのでご了承ください。

- (3) その他ご不明な点等がございましたら、本校教頭までお問合せください。